

※今後の調整過程で変更が生じる可能性があります。

令和8年度予算・令和7年度補正予算

**有機農業拠点創出・拡大加速化事業
有機転換推進事業
先進的有機農業拡大促進事業**

令和8年1月

農林水産省

九州農政局 生産部 環境・技術課

令和7年度補正予算における有機農業関連予算の拡充・見直しについて

※今後の調整過程で変更が生じる
可能性があります。

有機農業関連予算については、有機農業を着実に拡大していく基盤づくりを進める観点から、以下のとおり拡充・見直し。

令和7年度予算・令和6年度補正予算

1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

(1) 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出

- ➡ ① 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりを支援：1年目上限1,000万円、2年目上限800万円
- ➡ ② 消費地と連携した取組を行う場合に上限額を加算：200万円
- ➡ ③ 大幅な面積の拡大に取り組む地域を追加的に支援（飛躍的な拡大産地の創出）：上限1,000万円、最大2年間

(2) 有機農業を広く県域で指導できる環境整備 (有機農業の拡大加速化の推進)

「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援

【補助率】 定額（機械のリースに係る経費は2分の1）

2 有機転換推進事業

慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援：2万円/10a

令和8年度予算・令和7年度補正予算

変更点

- ➡ ① 総事業費のうち、生産関係の取組にかかる事業費を4割以上とすることを要件化
- ➡ ③ 新たな有機農業実施計画に省力化技術の導入、機械の共同利用体制の構築、担い手による作業受委託体制の構築、新規就農者や慣行から新規に有機農業に取り組む農家を対象とした技術指導のいずれかの取組を記載することを要件化

➡ 継続地区のみ申請可能（新規地区は申請不可）

【補助率】 定額（機械のリース・購入に係る経費は2分の1）

変更点

- ➡ ① 有機農業での新規就農者は、就農後1年目から就農後3年目まで対象を拡大（就農後3年目までを対象とすることに伴い、これまで本事業による支援を受けていないことを要件化）
- ② ①の対象者については、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があることを要件化

3 先進的有機農業拡大促進事業（新設）

- (1) スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大
- (2) 有機農業拡大支援

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

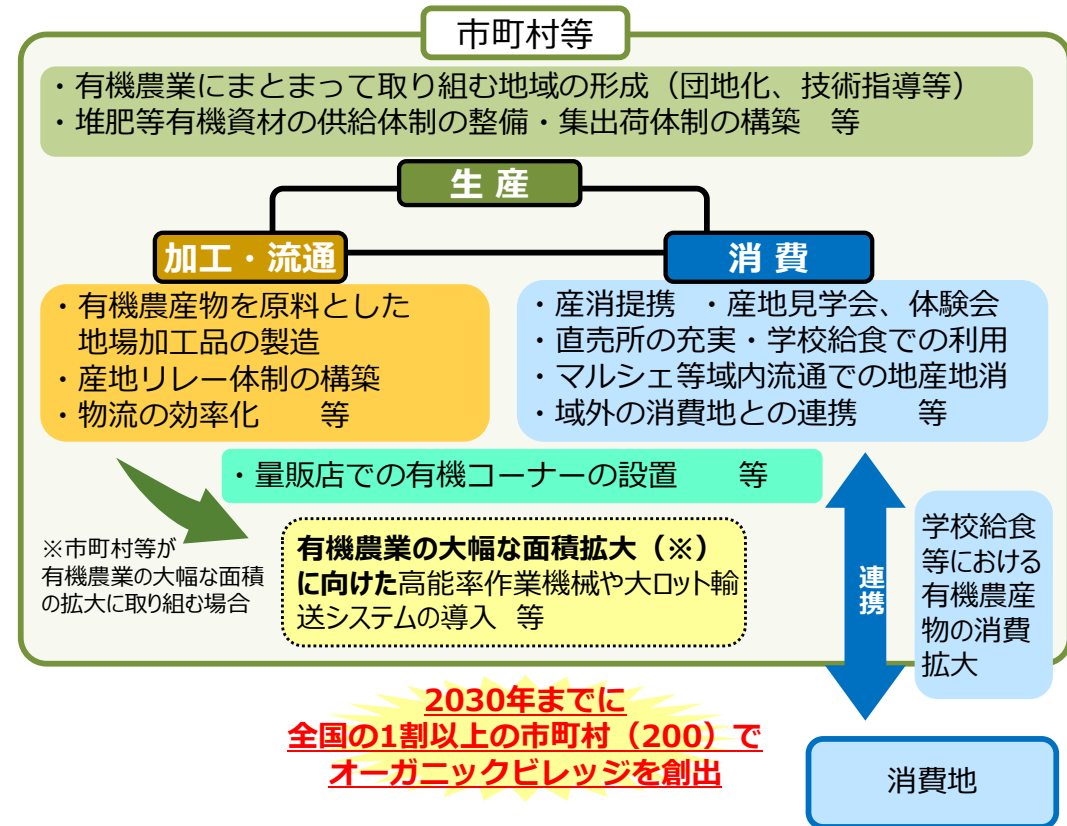
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、**産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算**します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が**みどり認定**等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業イメージ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

<事業の流れ>



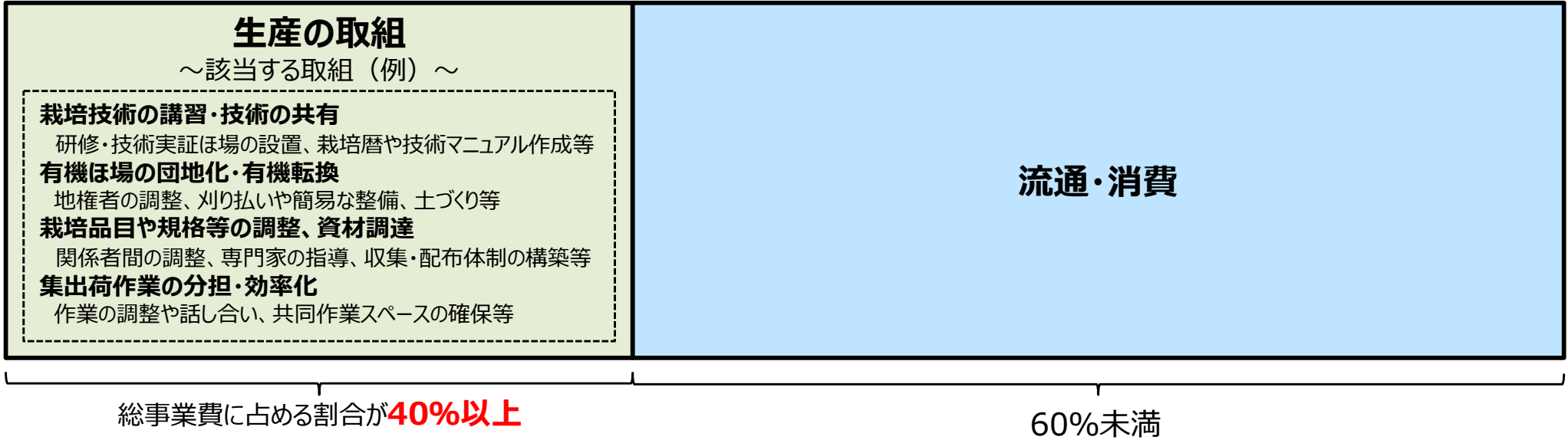
有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出の見直しについて

※今後の調整過程で変更が生じる可能性があります。

より面積の拡大に資する取組への重点化を図る必要があることから、これまでの事業成果の分析結果を踏まえ、総事業費のうち生産関係の取組にかかる事業費を4割以上とすることを要件とする見直しを行う。

※同一年度内にグリーンな生産体系加速化事業においても有機農業の生産に関する取組を実施する事業実施計画となっている場合は除く。

※総事業費には本交付金を活用せずに実施する取組の事業費も含めてよい。



【参考】予算内訳書（新様式）のイメージ

（別紙様式第2号別添1の別紙 事業費内訳表）												
取組	経費の内容	費目（細目）	単価 （円）	員数 （人数、回数等）	事業費 （円）	負担区分（円）		備考 ※単価や員数の根拠等を記載 ※委託費の場合は委託先も記載	分類 ※複数選択可能			
						交付金	事業実施主体		生産	加工・流通	消費	
検討会の開催					1,810,100	1,810,100						
計画策定に向けた会議	会場代	事業費（会場借料）	5,000	1	5,000	5,000		〇〇ビル●会議室5,000円/日	○	○	○	
計画策定のための先進地視察	視察燃料費	事業費（燃料費）	170	30	5,100	5,100		170円/L×30L	○	○	○	
計画策定に向けた支援	支援事業者との委託契約	委託費	18,000,000	1	1,800,000	1,800,000		株式会社〇〇に委託 別添契約書のとおり	○	○	○	
総額					4,329,600	3,717,100	500,000					
※必要に応じて行を追加して記入												
					生産に関連する取組							
					事業費合計		2,240,100					
					割合		52%					

飛躍的な拡大産地の創出（スーパーオーガニックビレッジ）の見直しについて

※今後の調整過程で変更が生じる
可能性があります。

単なる取組の継続ではなく、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けた取組に対する支援とするため、取組要件を見直し。

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算

新たな有機農業実施計画において、

- ① 現在の目標値よりも30ha以上又は1%以上高い目標（飛躍的な拡大産地の創出の取組開始年度の5年後）を設定すること。
- ② 域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組を記載すること。

令和7年度補正予算・令和8年度当初予算



新たな有機農業実施計画において、

- ① 現在の目標値よりも30ha以上又は1%以上高い目標（飛躍的な拡大産地の創出の取組開始年度の5年後）を設定すること。【継続】
- ② 域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組を記載すること。【継続】
- ③ 以下の取組のうち1つ以上を記載すること。【新規】
 - ・ 省力化技術の導入
 - ・ 機械の共同利用体制の構築
 - ・ 担い手による作業受委託体制の構築
 - ・ 新規就農者や慣行から新規に有機農業に取り組む農家を対象とした技術指導

※その他にも通常メニューに準じた要件が課されます

【支援内容（変更なし）】

有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、新たな有機農業実施計画の作成及びその実現に向けた高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組の実践を支援。（オーガニックビレッジ3年目から申請可能）

支援期間：最大2年（令和6年度に当該取組を開始した地域については3年目も支援対象とする）

支援上限額：1,000万円/年 ※通常のオーガニックビレッジを優先して採択した後の予算の残額の範囲内でポイント順に採択

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言について

※今後の調整過程で変更が生じる可能性があります。

- より多くの市町村が主体となって有機農業に取り組んでいただき、有機農業の更なる推進を図っていくため、有機農業実施計画の認定によりオーガニックビレッジを創出する新たな制度を創設。これにより、独自財源で取り組む市町村もオーガニックビレッジになることが可能に。
- 今後は、本制度によるものも含めて、有機農業実施計画を策定している地域に対して他事業でのポイント加算等の優遇措置を設けることを検討。（R7補正では先進的有機農業拡大促進事業、G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトで優遇措置を設定。）
- 本制度により有機農業実施計画の策定を行った地域は、有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち、（1）有機農業実施計画の策定（1年目の取組）は申請不可。ただし、（2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践は申請可能。

これまでの運用

- 生産から流通・消費まで一貫して、地域ぐるみで有機農業に取り組む自治体を「**オーガニックビレッジ**」と称してみどり交付金で支援
- その他、オーガニックビレッジと**連携する消費地**（市町村）についても、協議会に構成員として参画している場合はオーガニックビレッジになることが可能

- みどり交付金要綱にはオーガニックビレッジの定義について明確な記載がない
- みどり交付金を活用しないとオーガニックビレッジにはなれない

今後の運用

【オーガニックビレッジの定義】

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村のうち、

- ① みどり交付金要綱に基づき有機農業実施計画を策定している市町村及び作成しようとしている市町村
- ② ①の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられている市町村
- ③ 農産局長通知（7農産第3153号）に基づき有機農業実施計画を策定し、認定を受けてオーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村
- ④ ③の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられ、オーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業

<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
（※）これまでに本事業による支援を受けていない者であること

② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価：10aあたり2万円以内

（本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

④ 要件：ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
ウ 有機農業での新規就農者の場合、
地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること

等

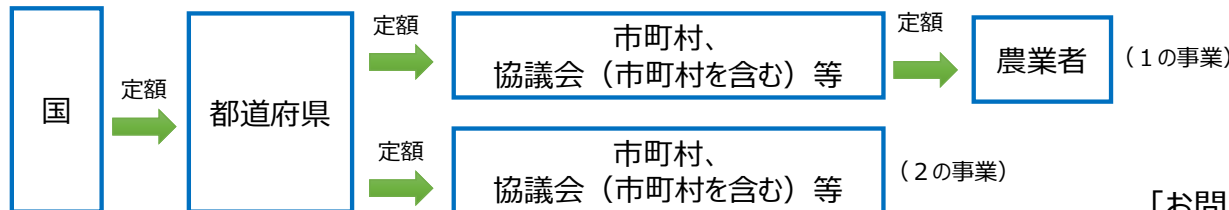


慣行農業から有機農業への転換

2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>
 有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])
- スマート農業技術を活用した面積の割合 (50% [令和12年])

<事業の内容>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大
 有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

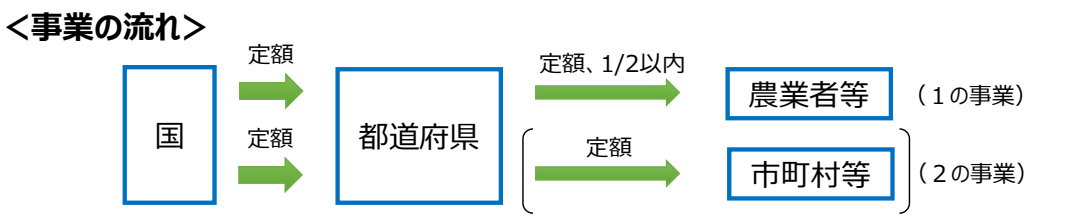
【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
 (自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
 (ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること等の全ての要件を満たすこと

2. 有機農業拡大支援
 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。



<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

生産

スマート農業技術等の導入・活用

自動走行農機 ロボット草刈機 高能率水田除草機・抑草ロボット等

有機農業の更なる拡大

加工

加工品の試作、有機JAS対応加工設備の導入・活用

流通・販売

専用保管設備、スマート選別機等の導入

生産面における効率化、省力化

流通体制の効率化、加工品開発等による販路拡大

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者等

行政面からの支援イメージ

講習会の実施

専門家の派遣

販売促進活動

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち
先進的有機農業拡大促進事業（詳細 1）

支援メニュー	(1) スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大			(2) 有機農業拡大支援
事業内容	有機農業の拡大に必要なスマート農業技術等に関する機械等の導入又はリース導入を支援	有機農業の拡大に必要な資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置の取組を支援	その他、有機農業の拡大に必要な取組を支援	(1) に取り組む農業者等を支援するための取組を支援
事業実施主体	農業者、農業者の組織する団体又は農業者を構成員とする協議会であって、以下の要件を満たす者 ✓ 地域計画の目標地図に位置づけられている、又は位置付けられることが確実と見込まれる ✓ みどり認定を受けている、又は申請している ✓ 化学肥料及び農薬を低減した栽培方法の取組実績がある（2年以上）	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会、協議会、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者		都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会
事業実施計画作成主体	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会であって、以下の要件を満たす者が事業実施計画作成主体となり、(1) と (2) の事業をまとめた事業実施計画を作成 ✓ みどり法に基づく有機農業に関する特定区域の設定を行う意向を有する（既に設定されている場合及び都道府県の場合を除く。） ✓ 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟している、又は事業実施年度に加盟する予定がある			
取組例	<ul style="list-style-type: none"> 自動走行農機、高能率水田除草機、自動抑草ロボット等のスマート農業技術に関する機械等の導入 スマート農業技術に関する機械等と併せた通常の農業機械、加工・保管設備等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽 果樹棚、茶棚、雨除け設備等の設置 用水、かん水施設等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新技術や新規作物導入に向けた試験栽培、土壌分析等 流通体制の効率化に向けた専用保管設備等の活用 販路開拓に向けた有機加工品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家を招いた研修会の開催 生産者、流通業者、実需者等による流通合理化に向けた会議開催 展示会等の開催 加工品の試作 転換期間中有機農産物の活用
補助率	2分の1以内	2分の1以内	定額	定額
補助上限	—	400万円		800万円
	5,000万円			

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち
先進的有機農業拡大促進事業（詳細2）

面積要件

事業実施計画における主要な事業対象品目の
有機農業の取組面積の現状値又は事業実施年度の取組
 予定面積が次に掲げる規模以上であること。

	稲	麦 大豆 雑穀	いも類 露地野 菜	茶	果樹	施設園 芸
通常	10ha	5ha	2ha	2ha	1ha	1ha
中山 間地 域等	5ha	2.5ha	1ha	1ha	1ha	1ha

成果目標

事業実施年度の翌々年度までに、

必須

- 有機農業の取組面積を2ha以上又は10%以上拡大



いずれか一つ

- 有機農産物等（有機農業により生産された農産物及びその加工食品）の販売数量（原則として重量とする。）又は販売額を10%以上増加
- 取組品目の10a当たり収量を地域の慣行栽培における平均的な水準以上まで増加
- 労働生産性（取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値）5%以上向上

★目標の高さに応じて採択時のポイントが加算

※面積目標及び成果目標は複数の事業実施主体（農家・農業法人等）の合算した数値で可。